

取扱い注意

※本資料は市議会上程前の資料が含まれているため、取扱いにはご注意願います。

---

令和5年度第1回  
富津市国民健康保険事業運営協議会

---

令和5年5月18日(木)

市民部国民健康保険課

# 目 次

## 諮問事項

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について	1～24
-------------------------------	------

## その他

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業について	25～29
---------------------------	-------

## 諮問事項

富津市国民健康保険税条例の一部を  
改正する条例（案）について



# 諮問事項 富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について

## 1 課税限度額の改正

### (1) 課税限度額について

厚生労働省は、保険料に上限額を設定している理由として、「受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響」を挙げている。受ける医療サービスに比べ保険料があまりにも高すぎると保険料を納めなくなるとの考えに基づき、応能原則の適用に一定の限度を設ける必要がある。このため、課税の最高限度額を地方税法等の規定の範囲内において市町村の条例で規定している。

この課税限度額を超える条例規定は、当然違法となるが、昨今の医療費が伸びている中、最高限度額を抑えることは低中所得者層に負担を強いる結果となることから地方税法の規定の趣旨を尊重し、最高限度額を法令に定める額のとおり規定することが望ましいとされている。

### (2) 法令上の規定

#### ア 地方税法

(国民健康保険税)

##### 第 703 条の4

11 第五項の基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

19 第 14 項の後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

27 第 22 項の介護納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

#### イ 地方税法施行令

(国民健康保険税の基礎課税額等の限度)

##### 第 56 条の 88 の2

法第 703 条の4第 11 項に規定する政令で定める金額は、65 万円とする。

2 法第 703 条の4第 19 項に規定する政令で定める金額は、22 万円とする。

3 法第 703 条の4第 27 項に規定する政令で定める金額は、17 万円とする。

#### ウ 富津市国民健康保険税条例【現行】※下線が改正箇所

(課税額)

##### 第2条

2 前項第1号の基礎課税額は、国保課税被保険者(前条第1項の世帯主及びその世帯

に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 65 万円を超える場合には、基礎課税額は、65 万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 20 万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、20 万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 17 万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17 万円とする。

### (3) 改正内容

課税区分	現行 (令和4年度)	改正案 (令和5年度)	差引
基礎課税額 (医療分)	65万円	65万円	±0万円
後期高齢者支援金等課税額 (後期分)	20万円	<b>22万円</b>	<b>+2万円</b>
介護納付金課税額 (介護分)	17万円	17万円	±0万円
合計	102万円	<b>104万円</b>	<b>+2万円</b>

### (4) 課税限度額に達する目安

	年収	所得
現行	1,088万円	893万円
改正案	<b>1,101万円</b>	<b>906万円</b>

※年収及び所得は、給与収入で単身世帯の場合。

### (5) 影響を受ける世帯数(R4年度賦課ベース参考値)

	現行			改正案		
	全世帯数	超過世帯	割合(%)	全世帯数	超過世帯	割合(%)
医療分	7,554	96	1.27	7,554	96	1.27
後期分	7,554	137	1.81	<b>7,554</b>	<b>104</b>	<b>1.38</b>
介護分	3,185	78	2.45	3,185	78	2.45

※厚生労働省は、賦課限度額超過世帯の割合を、被用者保険並みの1.5%に近づくように段階的に引上げを図っている。被用者保険では、0.5%から1.5%の間になるように法定されている。

(6) 改正による影響額(調定額 R4年度賦課ベース参考値) 単位:千円

	現 行	改正案	差引
医療分	716,284	716,284	±0
後期分	242,538	<b>244,930</b>	<b>+2,392</b>
介護分	86,834	86,834	±0
合計	1,045,656	<b>1,048,048</b>	<b>+2,392</b>

※影響額 1千円~19千円 33世帯 312千円  
 20千円 104世帯 2,080千円

(7) 課税限度額の変遷 単位:万円

	S61	S62	S63	H01	H02	H03	H04	H05	H06	H07	H08	H09	H10
医療分	37	39	40	42	42	44	46	50	50	52	52	52	52
後期分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	37	39	40	42	42	44	46	50	50	52	52	52	52
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
医療分	52	53	53	53	53	53	53	53	56	47	47	50	51
後期分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	13	14
介護分	-	5	5	5	7	7	8	9	9	9	10	10	12
合計	52	58	58	58	60	60	61	62	65	68	69	73	77
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	<b>R05</b>	
医療分	51	51	51	52	54	54	58	61	63	63	65	65	
後期分	14	14	16	17	19	19	19	19	19	19	20	<b>22</b>	
介護分	12	12	14	16	16	16	16	16	17	17	17	17	
合計	77	77	81	85	89	89	93	96	99	99	102	104	

## 2 軽減判定所得の改正

### (1) 低所得者世帯に対する国保税の減額について

低所得者階層に対する保険税の負担軽減を図るため、世帯主及びその世帯に属する被保険者の所得の合算額が一定額以下の場合には、その世帯主に対して賦課する均等割額を、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める額を減額後、賦課することとなっている。

令和5年度は、経済動向等を踏まえ、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を上げる。

### (2) 法令上の規定

#### ア 地方税法

(国民健康保険税の減額)

第703条の5 市町村は、国民健康保険税の納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した第314条の2第1項に規定する総所得金額（略）及び山林所得金額の合算額が、低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

#### イ 地方税法施行令

(国民健康保険税の減額)

第56条の89

2 法第703条の5第1項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

イ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円を超えない世帯 10分の7

ロ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に29万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯 10分の5

ハ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に53万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯 10分の2



ウ 富津市国民健康保険税条例【現行】※下線が改正箇所  
(国民健康保険税の減額)

第11条

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(略)を超えない世帯に係る納税義務者

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(略)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(略)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

(3) 改正内容

区分	現行	改正案
7割軽減	世帯の所得の合計額 43万円+10万円×(給与所得者の数-1)以下	世帯の所得の合計額 43万円+10万円×(給与所得者の数-1)以下
<b>5割軽減</b>	世帯の所得の合計額 43万円+( <b>28万5千円</b> ×加入者及び特定同一世帯所属者人数)+10万円×(給与所得者の数-1)以下	世帯の所得の合計額 43万円+( <b>29万円</b> ×加入者及び特定同一世帯所属者人数)+10万円×(給与所得者の数-1)以下
<b>2割軽減</b>	世帯の所得の合計額 43万円+( <b>52万円</b> ×加入者及び特定同一世帯所属者人数)+10万円×(給与所得者の数-1)以下	世帯の所得の合計額 43万円+( <b>53万5千円</b> ×加入者及び特定同一世帯所属者人数)+10万円×(給与所得者の数-1)以下

(4)改正による影響額(調定額 R4年度賦課ベース参考値) (単位:千円)

項目	軽減額		差引	影響を受ける世帯
	現行	改正案		
7割軽減	117,570	117,570	±0	0世帯
5割軽減	51,415	<b>51,982</b>	<b>-567</b>	<b>12世帯</b>
2割軽減	15,442	<b>16,165</b>	<b>-723</b>	<b>49世帯</b>
合計	184,427	<b>185,717</b>	<b>-1,290</b>	<b>61世帯</b>

### 3 特例対象被保険者等に係る証明書類の改正

#### (1) 特例対象被保険者等について

国民健康保険の被保険者が、倒産や解雇等の理由により離職し、雇用保険の受給資格者である場合等において、所得割額の算定基礎となる総所得金額等及び減額措置判定基準となる総所得金額を、これらの金額中に給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額をその金額の100分の30に相当する金額として計算した金額とする特例措置が講じられている。

特例対象被保険者等に係る申告書の提出に当たり、その事実を証明する書類に「雇用保険受給資格通知」を用いることが可能となったことから、その規定を加える。

#### (2) 法令上の規定

##### ア 雇用保険法施行規則

(受給資格の決定)

##### 第19条

3 管轄公共職業安定所の長は、離職票を提出した者が、法第13条第1項(同条第2項において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の規定に該当すると認めるときは、法第15条第3項の規定によりその者が失業の認定を受けるべき日(以下この節において「失業の認定日」という。)を定め、その者に知らせるとともに、受給資格者証(個人番号カードを提示して第一項の規定による提出をした者であつて、雇用保険受給資格通知(略)の交付を希望するものにあつては、受給資格通知)に必要な事項を記載した上、交付しなければならない。

##### イ 富津市国民健康保険税条例【現行】※下線が改正箇所

(特例対象被保険者等に係る申告)

##### 第12条の2

2 前項の申告書の提出に当たり、国民健康保険税の納税義務者は、特例対象被保険者等の雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

### (3) 改正内容

区分	現 行	改正案
第 12 条の 2 第 2 項	<u>その他の特例対象被保険者等</u> <u>であること的事实を証明する書</u> <u>類</u>	又は雇用保険受給資格通知(同規則 19 条第3項に規定するものをいう。)

## 4 規定の適正化

その他所要の規定を対応する法令の規定の書きぶりにあわせるもの

## 5 施行日 令和5年6月20日



(案)

議案第 号

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年 月 日

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）が施行されたことに伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ、当該保険税の減額の対象となる所得金額の算定において被保険者等の数に乗すべき金額の引上げ等を行うため条例の一部を改正するものである。

## (案)

### 富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富津市国民健康保険税条例（昭和46年富津市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第11条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「535,000円」に改める。

第12条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同規則19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第3項中「第11条第1項」を「第11条」に、「同条中」を「同条第1項中」に改める。

附則第4項、第5項、第7項、第8項、第9項、第10項、第11項、第12項、第13項及び第14項中「第11条第1項の」を「第11条の」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 経過措置

この条例による改正後の富津市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

富津市国民健康保険税条例（昭和46年富津市条例第49号）新旧対照表（案）

現 行	改 正 案
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、千葉県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるため</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるため</p>

の国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

- 2 前項第1号の基礎課税額は、国保課税被保険者（前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が20万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、20万円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。

（国民健康保険税の減額）

第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの

の国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

- 2 前項第1号の基礎課税額は、国保課税被保険者（前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。

（国民健康保険税の減額）

第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの



をいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について27,300円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について9,100円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について9,800円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

をいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について27,300円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について9,100円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について9,800円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について19,500円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について6,500円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 1 人について7,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について7,800円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について2,600円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 1 人について2,800円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人につい

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について19,500円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について6,500円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 1 人について7,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について7,800円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について2,600円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 1 人について2,800円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人につい

て次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,850円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9,750円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 15,600円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 19,500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,950円
- イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,250円
- ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,200円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,500円

(特例対象被保険者等に係る申告)

第12条の2 国民健康保険税の納税義務者は、当該納税義務者又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 特例対象被保険者等の氏名及び個人番号
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由
- (5) 離職した会社等の名称、所在及び連絡先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の申告書の提出に当たり、国民健康保険税の納税義務者は、特例対象被保険者等の雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明

て次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,850円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9,750円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 15,600円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 19,500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,950円
- イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,250円
- ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,200円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,500円

(特例対象被保険者等に係る申告)

第12条の2 国民健康保険税の納税義務者は、当該納税義務者又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 特例対象被保険者等の氏名及び個人番号
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由
- (5) 離職した会社等の名称、所在及び連絡先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の申告書の提出に当たり、国民健康保険税の納税義務者は、特例対象被保険者等の雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知（同規則19条第3項に規定

する書類 の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和46年4月24日において適用のあった富津町国民健康保険税条例、大佐和町国民健康保険税条例及び天羽町国民健康保険税条例（以下「旧町国民健康保険税条例」という。）に基づいてなされ、又はなされるべき賦課徴収その他の手続きについては、なお旧町国民健康保険税条例の規定の例による。  
（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）
- 3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第11条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。  
（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは

するものをいう。） の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和46年4月24日において適用のあった富津町国民健康保険税条例、大佐和町国民健康保険税条例及び天羽町国民健康保険税条例（以下「旧町国民健康保険税条例」という。）に基づいてなされ、又はなされるべき賦課徴収その他の手続きについては、なお旧町国民健康保険税条例の規定の例による。  
（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）
- 3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第11条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。  
（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは

「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 6 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲

「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 6 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲

渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及

渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及

び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第11条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第11条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第11条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第11条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用



する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第11条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第11条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特

する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第11条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第11条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特

定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（病床転換支援金等に係る後期高齢者支援金等課税額の特例）

- 15 高齢者医療確保法附則第2条に規定する政令で定める日までの間、第2条第1項中「後期高齢者支援金等をいう。」とあるのは「後期高齢者支援金等及び同法の規定による病床転換支援金等をいう。」とする。

（平成22年度以降の旧被扶養者に係る国民健康保険税の減免の特例）

- 16 当分の間、平成22年度以降の第14条の2の規定による国民健康保険税の減免については、同条第1項中「該当する者（被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）の属する月以後2年を経過する月までの間にある者に限る。以下「旧被扶養者」という。）」とあるのは「該当する者（以下「旧被扶養者」という。）」とし、同項第1号中「資格取得日」とあるのは「被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得

定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（病床転換支援金等に係る後期高齢者支援金等課税額の特例）

- 15 高齢者医療確保法附則第2条に規定する政令で定める日までの間、第2条第1項中「後期高齢者支援金等をいう。」とあるのは「後期高齢者支援金等及び同法の規定による病床転換支援金等をいう。」とする。

（平成22年度以降の旧被扶養者に係る国民健康保険税の減免の特例）

- 16 当分の間、平成22年度以降の第14条の2の規定による国民健康保険税の減免については、同条第1項中「該当する者（被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）の属する月以後2年を経過する月までの間にある者に限る。以下「旧被扶養者」という。）」とあるのは「該当する者（以下「旧被扶養者」という。）」とし、同項第1号中「資格取得日」とあるのは「被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得

日」という。）」とする。

(基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額の特例)

- 17 当分の間、国民健康保険の被保険者のうち未就学児であつて、第2条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の適用を受けるものが属する世帯並びに6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「特例対象者」という。)が属する世帯における、第2条第2項に規定する基礎課税額及び同条第3項に規定する後期高齢者支援金等課税額については、特例対象者に係るそれぞれの被保険者均等割額に100分の30を乗じて得た額に相当する額を減額して算定するものとする。ただし、特例対象者が第10条又は第11条第1項の規定の適用を受ける場合は、当該規定の適用後のそれぞれの被保険者均等割額に100分の30を乗じて得た額に相当する額を減額して算定するものとする。

日」という。）」とする。

(基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額の特例)

- 17 当分の間、国民健康保険の被保険者のうち未就学児であつて、第2条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の適用を受けるものが属する世帯並びに6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「特例対象者」という。)が属する世帯における、第2条第2項に規定する基礎課税額及び同条第3項に規定する後期高齢者支援金等課税額については、特例対象者に係るそれぞれの被保険者均等割額に100分の30を乗じて得た額に相当する額を減額して算定するものとする。ただし、特例対象者が第10条又は第11条第1項の規定の適用を受ける場合は、当該規定の適用後のそれぞれの被保険者均等割額に100分の30を乗じて得た額に相当する額を減額して算定するものとする。



## その他

高齢者の保健事業と介護予防の  
一体的実施事業について



# 富津市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業について (概要)

## 1 実施の背景

近年、高齢化が進む中、人生100年時代を見据え、国の経済財政運営と改革の基本方針（日本再興戦略：2013年）において、全ての世代の方々が安心できる持続可能な全世代型社会保障の実現に向けて取り組む必要性が示されました。

現在の医療保険制度では、75歳に到達すると、それまで加入していた国民健康保険制度等から後期高齢者医療制度へ移行し、実施主体の違い等により、高齢者の保健事業が健診のみの実施となるなど適切に継続されてこなかった課題がありました。また、高齢者は、複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的な繋がりが低下するといったフレイル状態になりやすいなど、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有している一方で、高齢者の保健事業は後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合という。）が主体となって実施し、介護予防の取組は市区町村が主体となって実施しているため、健康状態や生活機能の課題が一体的に対応できていない課題もありました。

これらの課題を解消するため、令和6年度までに全ての市区町村において、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を目指すことが、国の通知により示されました。

## 2 事業実施主体

高齢者の医療の確保に関する法律第125条の2第1項の規定により、『後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業の一部について、市町村に対し、その実施を委託することができるものとし、当該委託を受けた市町村は、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、その実施に関し、国民健康保険保健事業及び地域支援事業との一体的な実施の在り方を含む基本的な方針を定めるもの（一部抜粋）』としています。

この基本的な方針は、市区町村が実施する保健事業や地域支援事業等の一体的実施に関する具体的な事業内容等を記載し、策定することとなっています。





# 富津市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業における基本方針

令和5年4月3日制定

## 1 目的

この方針は、高齢者の医療の確保に関する法律第125条の2第1項の規定により、千葉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）から高齢者保健事業を受託して実施するに当たり、広域連合と連携をとりながら、高齢者が抱える健康課題を適切に把握し、フレイル予防や生活習慣病の重症化予防等に取り組むことで、健康寿命の延伸及び医療費・介護費の適正化を図ることを目的とする。

## 2 推進体制

高齢者保健事業を行うに当たっては、後期高齢者医療制度を所管する国民健康保険課が事務主担当、保健衛生を所管する健康づくり課が事業実施主担当とし、地域支援事業を所管する介護福祉課とが横断的に連携し事業を推進する。

また、事業の円滑な実施のため、医療関係団体等との調整、情報共有等を図る。

## 3 具体的な事業内容

### (1) 事業の企画調整等

医療専門職により、KDBシステム等を活用して医療レセプト・健診・介護レセプトのデータ等の分析を行い、健康課題を明確化する。庁内外の関係者間と共有や調整、地域の医療関係団体との連携を進め、事業全体の企画・調整・分析等を行う。

### (2) 医療関係団体等との連絡調整

医師会等の医療関係団体等と連携し事業企画等の相談を進め、事業の実施後も今後の事業展開につなげるため実施状況等についての報告を行う。

### (3) 高齢者に対する支援内容

健診結果等を活用した保健指導、かかりつけ医との連携した重症化予防、運動・栄養・口腔等のフレイル予防等の健康教育、健康相談、適切な受診勧奨等総合的な取組を行う。

① 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

ア 低栄養防止・生活習慣病等の重症化予防

健診の結果を基に対象者を抽出し、保健師や管理栄養士による健診結果の説明、受診勧奨等の保健指導を実施する。その後、概ね3か月後に医療機関への受診状況等を確認し、未受診の場合は再勧奨を行うなど必要時、保健指導を実施する。

② 通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

ア フレイル予防などの健康教育・健康相談の実施

通いの場等において、フレイル予防等に関する健康教育・健康相談を実施する。併せて、質問票等を活用してフレイル状態にある高齢者や健康状態等の把握に努める。

イ 高齢者の状況に応じた健診・医療への受診勧奨等

アで把握した高齢者の状況に応じて、健診の受診勧奨、医療機関への受診勧奨、地域包括支援センター等への連絡を行う。

4 個人情報の適切な管理等

事業の実施に関して知り得た個人情報を取り扱う場合は、個人情報を含む情報資産の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律その他の法令、個人情報の保護に関する法律施行条例及び情報セキュリティポリシー等の遵守並びに適正な情報セキュリティ対策を実施するとともに、個人の権利利益を侵害することのないように個人情報を適正に取り扱う。

また、一部業務を外部機関等へ再委託する際には、当該機関が個人情報を適切に管理し、適正な目的で使用していることを監督するものとする。

令和5年4月3日施行

『富津市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業』  
における取り組みについて

【主に担当する医療専門職】

①企画・調整等を担当する一体的事業専門職

健康づくり課 健康づくり係 総括保健師 1名

②地域を担当する医療専門職

健康づくり課 健康づくり係

管理栄養士・栄養士・歯科衛生士・地区担当保健師

【実施する保健事業(予定)】

令和5年度は、市内3圏域（富津・大佐和・天羽）の全域で実施し、下記内容を計画しています。

事業内容	実施地域・対象者
<p>通いの場等への積極的な関与等</p> <p>【ポピュレーションアプローチ】</p> <p>・地域で実施されている「いきいき百歳体操」等の通いの場に、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が出向いて、生活習慣病予防やフレイル予防の健康教室を実施します。</p> <p>・医師による「フレイル予防講演会」を2会場にて実施します。</p>	<p>【実施地域】</p> <p>富津地域 8会場 各2回/年程度</p> <p>大佐和地域 14会場 各2回/年程度</p> <p>天羽地域 14会場 各2回/年程度</p> <p>開催日は、各代表者と事前調整し決定します。</p>
<p>高齢者に対する個別的支援</p> <p>【ハイリスクアプローチ】</p> <p>令和4年度の後期高齢者健診受診者のうち右記の該当者を抽出し、下記の個別保健指導を実施します。未治療者や治療中断者は勧奨により治療につなげます。既に重症化がみられ、要介護状態の場合は地域包括支援センターと連携し適切なサービスにつなげます。</p> <p>①低栄養予防の保健指導</p> <p>②高血圧重症化予防の保健指導</p> <p>③糖尿病重症化予防の保健指導</p>	<p>【具体的対象者】</p> <p>・BMI21.5 以下かつ健診時の質問票にて「2～3 kg以上の体重減少がある」と回答した者</p> <p>・医療未受診者または医療中断者で受診勧奨判定値のうち重症度の高いレベルの者 (血圧・血糖等)</p> <p>上記に該当する80歳未満の者</p>